

横浜国際港都建設事業 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業

住所変更の手続きのご案内

～この資料では、換地処分公告の翌日以降の住所変更の手続きについてご案内いたします～

目 次

□ はじめに	1
□ 郵便局から送付されるもの	1
□ 区役所から送付されるもの	2
□ 住所の変更手続きについて	4
手続きが不要なもの	4
手続きが必要な主なもの	5
[各種手続きの詳細]	
◇運転免許証の手続き	10
◇不動産の住所変更登記の手続き	11
◇会社・法人の所在地変更登記手続き	13
◇会社・法人の役員の住所変更登記手続き	15
□ 各種証明書の申請について	17
□ 関係機関のご案内	21

● 問合せ先

〒245-0016

横浜市泉区和泉町 3243-1

泉ゆめが丘土地区画整理組合

TEL 045-800-5722 FAX 045-800-5723

はじめに

令和6年9月1日に予定している換地処分の公告に伴い、換地処分の公告の翌日の令和6年9月2日(予定)から泉ゆめが丘地区土地区画整理事業地区内(以下「地区内」)の町名地番が変更になり、合わせて郵便番号、住所も新しく変わります。

このため、地区内に住民登録をしている方および事務所等を設置している法人は、住所や所在地の変更手続きが必要になります。


注)換地処分の公告は、令和6年9月1日を予定しています。

横浜市ホームページ(「横浜市報」で検索)や電話等(表紙に記載)でご確認ください。

郵便局から送付されるもの

<p>お知らせ用 はがき (1世帯に50枚)</p>	<p>地区内に居住もしくは事務所等を設置している方が、新住所を友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。(郵送料無料)</p> <p>新住所とお名前をご記入の上、はがきが入っている封筒にまとめて入れ、封をしてからポストに投函してください。</p> <p>なお、お知らせ用はがきにつきましては、換地処分公告前の令和6年8月頃、ご自宅のポストに投函いたします。</p> <p>旧住所で差し出された郵便物も1年間は配達されます。</p> <div data-bbox="475 1193 890 1792"><p>郵便はがき</p><p>通信事務郵便</p><p>住所変更のお知らせ</p><p>日本郵便株式会社 横浜泉郵便局</p><p>(あなたの住所にも郵便番号を)</p></div> <p>友人や取引先の宛先をご記入ください。</p> <p>ご自身の新住所と名前をご記入ください。(赤字の部分)</p>
------------------------------------	--

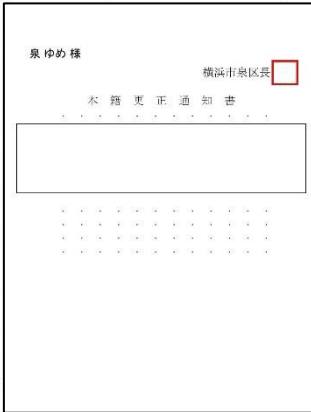
区役所から送付されるもの

<p>町名地番変更通知書</p> <p>(地区内に住民登録している16歳以上の方1人につき6通)</p> <p>《イメージ》</p> <p>町名地番変更通知書</p> <p>横浜市泉区長 </p> <p>令和6年9月2日以降(予定)に郵送</p>	<p style="text-align: right;">町名地番変更通知書 見本</p> <p>地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づく町名及び地番の変更に伴い、あなたの住所の表示は次のとおりになりましたのでお知らせします。</p> <table border="1"><tr><td>氏名</td><td colspan="2">泉 ゆめ</td></tr><tr><td rowspan="2">住所の表示</td><td>実施前</td><td>横浜市泉区下飯田町***番地</td></tr><tr><td>実施後</td><td>横浜市泉区ゆめが丘***番地</td></tr><tr><td>変更年月日</td><td colspan="2">令和6年9月2日</td></tr></table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">横浜市泉区長 横浜市 区長印</p> <p style="text-align: center;">この通知書は、住所が変更したことの証明として使用できます。</p> <p>住所の変更についての通知です。令和6年9月2日以降(予定)に世帯主宛に郵送します。</p> <p>運転免許証や不動産登記など、住所変更の手続き(5ページ以降参照)の際に証明書としてご利用ください。</p> <p>[令和6年9月2日以降(予定)有効]</p> <p>※町名地番変更通知書は1人につき6通分あります。枚数が不足する場合や16歳未満の個人または地区内に登記されている会社・法人で証明書を必要とする場合は、令和6年9月2日以降(予定)に「町名地番変更証明書」をご請求ください。なお、詳細は17ページをご覧ください。</p>	氏名	泉 ゆめ		住所の表示	実施前	横浜市泉区下飯田町***番地	実施後	横浜市泉区ゆめが丘***番地	変更年月日	令和6年9月2日	
	氏名	泉 ゆめ										
住所の表示	実施前	横浜市泉区下飯田町***番地										
	実施後	横浜市泉区ゆめが丘***番地										
変更年月日	令和6年9月2日											

本籍更正通知書

（ 地 区 内 に
本 籍 地 が
あ る 方 ）

《イメージ》



※A4 サイズ 1 通

令和 6 年 9 月 2 日
以降(予定)に郵送

〒000-0000
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

泉 ゆめ 様

〒245-0024
横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
横浜市泉区役所 戸籍課戸籍担当
TEL. 045-800-2341

横浜市泉区長



本 籍 更 正 通 知 書

次のとおり本籍の記載を更正しましたので通知します。

氏 名	(氏名) 泉 ゆめ	
	(氏名) 泉 花子	
	(氏名)	
(順不同)		
本 籍	変更前	横浜市泉区下飯田町***番地
	変更後	横浜市泉区ゆめが丘***番地
変更年月日		令和 6 年 9 月 2 日

本籍の変更についての通知です。地区内に本籍地がある方に、**令和 6 年 9 月 2 日以降(予定)**に泉区役所戸籍課から戸籍の筆頭者宛に郵送します。運転免許証など、本籍変更の手続きの際に証明書としてご利用ください。

※枚数が不足する場合は、**令和 6 年 9 月 2 日以降(予定)**に「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」をご請求ください。なお、詳細は 19 ページをご覧ください。

※筆頭者と別住所にお住まいの方には別途郵送いたします。

住所の変更手続きについて

換地処分公告に伴い、翌日から地区内の住所や本籍の表記が変更されます。

原則として、区役所や関係機関で管理する公簿(住民票など)は自動的に書き換わりますので、手続きは不要です。ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更の手続きが必要」とされているものもありますので、「手続きが必要な主なもの」(5 ページ以降参照)をよくお読みになり、該当する手続きをお願いします。

手続きが不要なもの

[次に掲げるものについては、手続きは不要です]

区役所で管理する公簿	住民票、戸籍、印鑑登録、税関係など 印鑑登録証は換地処分公告後も引き続き利用できます。
国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など ※泉区役所保険年金課保険係が交付しているもの	換地処分公告後も旧住所のままで引き続きご利用いただけます。本人確認資料としてご利用いただいているなど、新住所への書き換えを希望する場合は、泉区役所保険年金課(泉区役所 2階 205番)に令和6年9月2日以降(予定)にご提示ください。
年金	
国民年金第1号被保険者 (自営業者、学生等)	日本年金機構が新住所に書き換えます。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。 ※住所記載欄がある年金手帳も住所変更の手続きは不要
国民年金、厚生年金を受給されている方	日本年金機構が新住所に書き換えます。ただし、日本年金機構に届出している住所と住民票の住所が異なる方は手続きが必要です。詳細は横浜西年金事務所(TEL 045-820-6655)にお問い合わせください。
共済組合から年金を受給されている方	共済組合が新住所に書き換えます。詳細は各共済組合にお問い合わせください。
電子証明書(公的個人認証サービス) ※健康保険証としての利用、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付、確定申告(e-tax)等ご利用の方	換地処分公告後も、そのままの状態です。引き続き利用できます。 (利用先によっては、更新手続きが必要な時もあります。)
パスポート	パスポートの最終ページに旧住所が記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。 ※令和6年9月2日以降に申請したものは不要です。
郵便	届出は不要です。 ※郵便貯金・保険等は手続きが必要です。

手続きが必要な主なもの

[手続きは令和6年9月2日以降(予定)にお願いします]

次に挙げるものに関して、必要に応じて住所等の変更手続きをお願いします。

- 本冊子では全ての手続きを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。
- 必要書類等については、各事情により異なる場合がありますので、詳細については各施設にご確認していただくようお願いします。
- 手続きするときに、ご本人を確認できる本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)が必要になる場合があります。

◎住所変更の手続きには、泉区役所からお送りする住所変更の「町名地番変更通知書」(2ページ参照)をご利用ください。

枚数が不足する場合や16歳未満の方または地区内に登記されている会社・法人で証明書を必要とする場合は、令和6年9月2日以降(予定)に「町名地番変更証明書」(無料)をご請求ください。なお、詳細は17ページをご覧ください。

◎本籍変更の手続きには、泉区役所からお送りする本籍変更の「本籍更正通知書」(3ページ参照)をご利用ください。

「本籍更正通知書」は令和6年9月2日以降(予定)に、戸籍の筆頭者宛に郵送します。枚数が不足する場合は令和6年9月2日以降(予定)に「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」をご請求ください。なお、詳細は19ページをご覧ください。

該当するものについて、手続きをお願いします

<自動車関係> 6ページ

- 運転免許証の住所・本籍
- 自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- 軽自動車届出済証(軽二輪自動車〔125ccを超え250cc以下〕)の使用者・所有者の住所

<不動産・法人登記関係> 7ページ

- 不動産(土地・建物)所有者の住所
- 法人の所在地・役員の住所

<社会保険> 7ページ

- 厚生年金、共済組合の被保険者(会社員、公務員等)及びその方に扶養されている配偶者の住所
- 厚生年金を適用している会社・法人の所在地
- 健康保険に加入している会社・法人の所在地

<その他> 8ページ

- マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(顔写真付き)の住所
- 在留カード及び特別永住者証明書の住所
- 各種免許・許可証の住所
- 消防計画届の所在地
- 携帯電話等契約者の住所
- 金融機関・保険会社・郵便貯金(ゆうちょ銀行)と取引や契約のある方の住所
- 会社等にお勤めの方の住所
- 横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方の住所
- 東京電力、東京ガス、NTT(固定電話)、NHKの住所
- 自転車防犯登録の住所

<自動車関係>

内 容	手 続 き 先	期 限	必 要 書 類
運転免許証の 住所・本籍 ※詳細は 10 ページ	泉警察署 (TEL045-805-0110) または 神奈川県運転免許 センター (TEL045-365-3111)	換地処分の公告の 翌日以降すみやか に	①運転免許証 ②記載事項変更届 ※泉警察署、運転免許セン ターにあります(申請自動受 付機又は申請用紙) ③町名地番変更通知書 (2 ページ) (または町名地番変更証明 書) ④本籍更正通知書 (または土地の名称等の変 更証明書)
自動車検査証 (自動車[軽自動車を除 く]、250cc を超える二輪 車)の使用者・所有者の 住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 (TEL050-5540-2035)	換地処分の公告の 翌日以降すみやか に	①自動車検査証 ②申請書 (手続先にあります) ③町名地番変更通知書 (2 ページ) (または町名地番変更証明 書) ※代理人が手続きをされる 場合は委任状が必要です (押印不要)
軽自動車検査証の 使用者・所有者の 住所	軽自動車検査協会 神奈川事務所 (TEL050-3816-3118)	通常の場合、車検・ 売却等の際に届出 をしていただければ 結構です	①軽自動車検査証 ②申請書 (手続先にあります) ③町名地番変更通知書 (2 ページ) (または町名地番変更証明 書)
軽自動車届出済証 (軽二輪自動車[125cc を 超え 250cc 以下])の使 用者・所有者の住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 (TEL050-5540-2035)	換地処分の公告の 翌日以降すみやか に	①軽自動車届出済証 ②申請書 (手続先にあります) ③町名地番変更通知書 (2 ページ) (または町名地番変更証明 書)

※原動機付自転車及び小型特殊自動車の使用者・所有者の住所変更の手続きは必要ありま
せん。泉区役所が新住所に変更します。詳細は泉区役所税務課(泉区役所 3 階 303 番、
045-800-2353)へお問い合わせください。

<不動産・法人登記関係>

内 容	手 続 き 先	期 限	必 要 書 類
不動産(土地・建物)の所有者の住所 (不動産の管轄が 横浜地方法務局戸塚出張所 の方) ※表題部(町名・地番・地目・地積)は組合が法務局で書換えます ※詳細は 11-12 ページ	横浜地方法務局 戸塚出張所 (TEL045-871-3912)	土地区画整理登記完了後すみやかに ※土地区画整理登記完了は換地処分の公告の翌日より約3ヵ月後を予定しています	①不動産登記申請書 ②町名地番変更通知書(2ページ) (または町名地番変更証明書) ③印鑑(認印でも可)
不動産(土地・建物)の所有者の住所 (不動産の管轄が 横浜地方法務局戸塚出張所以外 の方) ※詳細は 11-12 ページ	不動産の登記先の法務局	換地処分の公告の翌日以降すみやかに	①不動産登記申請書 ②町名地番変更通知書(2ページ) (または町名地番変更証明書) ③印鑑(認印でも可)
法人の所在地・役員の住所 ※詳細は 13-16 ページ	本店を管轄する法務局 ※地区内の不動産の管轄は横浜地方法務局本局です (TEL045-641-7461)	換地処分の公告の翌日から2週間以内	所在地変更 ①町名地番変更証明書(17ページ) ②会社変更登記申請書 役員の住所変更 ①町名地番変更通知書(2ページ) (または町名地番変更証明書) ②会社変更登記申請書

<社会保険>

内 容	手 続 き 先	期 限	必 要 書 類
厚生年金、共済組合の被保険者(会社員、公務員等)及びその方に扶養されている配偶者の住所	勤務先へご確認ください	換地処分の公告の翌日以降すみやかに	勤務先へご確認ください
厚生年金を適用している会社・法人の所在地	横浜西年金事務所 (TEL 045-820-6655)	換地処分の公告の翌日以降すみやかに	横浜西年金事務所へご確認ください
健康保険に加入している会社・法人の所在地	加入している健康保険組合へご確認ください	換地処分の公告の翌日以降すみやかに	加入している健康保険組合へご確認ください

<その他>

内 容	手 続 き 先	期 限	必 要 書 類
マイナンバーカード (個人番号カード) 又は 住民基本台帳カード (顔写真付き)の住所 ※顔写真無しカードは 手続き不要	泉区役所戸籍課(泉区 役所 2 階 204 番) (TEL045-800-2345)	換地処分の公告の翌 日以降すみやかに	①マイナンバーカード 又は住民基本台帳 カード ※交付時に設定した暗 証番号が必要です。 ※代理人(本人または同 一世帯員以外)が手 続きをする場合は当 日変更できないことが ありますので、予めご 相談ください。 ※マイナンバーカード右 下の青い部分に追記 する余白がない場合、 カードを無料再交付し ます(改めて証明写真 が必要になります。交 付まで1~2ヶ月程度 かかります)。 詳細は手続き先へお問 い合わせください
在留カード及び 特別永住者証明書の 住所	泉区役所戸籍課(泉区 役所 2 階 204 番) (TEL045-800-2345)	換地処分の公告の翌 日以降	①在留カードまたは特 別永住者証明書 ※同一世帯員以外が手 続きする場合は委任 状が必要です

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(21 ページ)でご確認ください。

内 容	手 続 き 先
各種免許・許可証の住所	関係機関へご確認ください
消防計画届の所在地	泉消防署へご確認ください (総務・予防課 TEL045-801-0119)
携帯電話等契約者の住所	契約先へご確認ください
金融機関・保険会社・郵便貯金(ゆうちょ銀行) と取引や契約のある方の住所	取引先・契約先へご確認ください
会社等にお勤めの方の住所	勤務先へご確認ください
横浜市立小・中学校 <u>以外</u> の学校に通っている 方の住所	通学先へご確認ください
東京電力、東京ガス、NTT(固定電話)、NHK の住所	関係機関へご確認ください
自転車防犯登録の住所	防犯登録所(自転車販売店等)へご確認ください

主な問い合わせ先

業種・会社名等		連絡先	
携帯電話	NTTドコモ	ドコモインフォメーションセンター	
		・ドコモ携帯電話から	TEL 151(局番なし)
		・一般電話から	TEL 0120-800-000
	au	総合案内	
		・au 携帯電話から	TEL 157(局番なし)
		・一般電話から	TEL 0077-7-111
	ソフトバンク	ソフトバンクカスタマーサポート	
		・ソフトバンク携帯電話から	TEL 157(局番なし)
		・一般電話から	TEL 0800-919-0157
	楽天モバイル	楽天モバイル コミュニケーションセンター	TEL 050-5434-4653
銀行	三井住友銀行	三井住友銀行オペレーター	TEL 0570-043-195
	横浜銀行	ハローサービス	TEL 0120-188-824
	スルガ銀行	アクセスセンター	TEL 055-989-6248
	神奈川銀行	お客さま相談窓口	TEL 045-261-2641
	横浜信用金庫	和泉支店 いずみ中央支店	TEL 045-803-1321 TEL 045-801-1711
	ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター	TEL 0120-108-420
	横浜農業協同組合	本店	TEL 045-414-0001
東京電力	ご契約内容の変更案内	TEL 0120-99-5775	
東京ガス	お客さまセンター	TEL 0570-002211	
NTT(固定電話)	NTTファイナンス	TEL 0120-552992	

※契約内容・取引形態の違いにより、手続き方法や必要書類が異なりますので、各会社・銀行にお問い合わせください。

【各種手続きの詳細】

◇運転免許証の手続き

地区内に「住所」または「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。該当する方は、手続き先にある申請自動受付機又は備え付け用紙で運転免許証記載事項変更届を作成し、必要書類を添付して令和6年9月2日以降(予定)に手続きを行ってください。

《泉区内に住所がある場合》

手続き先	泉警察署または神奈川県運転免許センター (泉区内に住所がない場合:住所を管轄する警察署または運転免許センター)
手続き開始	令和6年9月2日以降(予定)に行ってください。
受付時間	月曜～金曜(祝日・休日・年末年始を除く) ○泉警察署 午前9時～12時 午後1時～4時 ○神奈川県運転免許センター 午前8時30分～11時 午後1時～4時
届出用紙	・運転免許証記載事項変更届 ※手続き先にある申請自動受付機または備付用紙にて作成してください。
その他	手数料はかかりません。 ・代理人が手続きする場合は、代理人の名前が確認できる資料をお持ちください。 ・運転免許証に記載されている住所・本籍が現在の住所・本籍と異なる場合や、換地処分後に転籍をした場合は、 <u>住民票(有料)など移転等の経過を証明するもの</u> が別途必要です。
問合せ先	泉警察署 TEL045-805-0110 神奈川県運転免許センター TEL045-365-3111 泉区内に住所がない方は、住所を管轄する警察等へお問い合わせください。

◇運転免許証の変更手続きが必要な方

1.「住所」と「本籍」が地区内にある方

【手続きに必要なもの】・町名地番変更通知書(または町名地番変更証明書)
・本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)

※住所と本籍を同時に変更する場合は、それぞれの通知書を揃えて同時に手続きしてください。

2.「住所」のみ地区内にある方(本籍は土地区画整理事業地区外の方)

【手続きに必要なもの】・町名地番変更通知書(または町名地番変更証明書)

3.「本籍」のみ地区内にある方(住所は土地区画整理事業地区外の方)

【手続きに必要なもの】・本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)

○お願い○ ご家族の中に本籍が地区内にあり、お住まいは土地区画整理事業地区外の方がいらっしゃいましたら、運転免許証の本籍変更の手続きが必要ですので、ご案内をお願いします。手続きに必要な本籍更正通知書は令和6年9月2日以降(予定)、対象の方宛に郵送します。

◇不動産の住所変更登記の手続き

地区内に住所があり、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載されている不動産所有者の住所変更をする必要があります。該当する方は、次ページの記入例を参考にして登記申請書を作成し、「町名地番変更通知書(2ページ)」(または町名地番変更証明書)を添付して手続きを行ってください。なお、地区内の不動産の住所変更登記は、土地区画整理登記完了後に行ってください。その他の地区の不動産の住所変更登記は、換地処分公告の翌日以降に行ってください。

〈地区内の土地・建物に関する登記事務の停止について〉

地区内の土地・建物については、土地区画整理登記完了するまで、一般の登記手続き(住所変更登記、売買・贈与等による所有権移転登記等)や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。なお、**事務停止期間は、令和6年9月2日(予定)から約3ヵ月間を予定**しています。登記完了後、組合より登記が完了した旨を権利者の方に通知します。

《地区内に住所がある場合》

手 続 き 先	不動産の所在を管轄する法務局 ※地区内の管轄は横浜地方法務局戸塚出張所です
手続き開始	地区内の土地・建物の登記: 土地区画整理登記完了後(令和6年9月2日(予定)から約3か月間後) ※その他の地区の土地・建物の登記: 令和6年9月2日(予定)以降
受 付 時 間 相 談 時 間	月～金曜(祝日・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※横浜地方法務局戸塚出張所における登記手続案内に関するご相談は完全予約制です。電話での事前予約をお願いします。予約された日時に専門相談員からご連絡し、お電話にて対応いたします。
必 要 書 類	①不動産登記申請書 ②町名地番変更通知書(2ページ)または町名地番変更証明書 ③印鑑※認印可(シャチハタなどのスタンプ印は不可) 注)現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、住民票(有料)などその移転等の経緯を証明するものが必要です
そ の 他	同一の登記所(法務局)において、同一所有者で権利登記内容が同じ場合は、1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。

注)登記されている内容(登記簿記載住所と町名地番変更通知書(2ページ)の変更前住所が異なる場合)によって、他の書類の添付が必要になる場合があります。ご不明な場合は、不動産登記申請書を作成する前に不動産を管轄する法務局の登記手続案内等をご利用願います。

【不動産登記申請書の記入例】

不動産(土地・建物)の所有者の住所を変更する場合

- 赤字部分をご記入ください。
- 共有名義で変更後の住所が同じ場合は、連署で住所・氏名を記入し、押印してください。
- 手続きの際は、町名地番変更通知書(または町名地番変更証明書)の原本を添付してください。
(共有名義の場合は全員分)

登記申請書

(捨印)

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 町名地番変更通知書(2ページ)記載の変更期日を記入してください
令和6年9月2日 町名地番変更

変更後の事項 住所 横浜市泉区ゆめが丘***番地
新住所を記入してください

申請人 住所 横浜市泉区ゆめが丘***番地
氏名 泉 ゆめ (捨印) 連絡先電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
認印で構いません(スタンプ印は不可)

代理人 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇 〇〇 (捨印) 代理人による手続きの場合記入してください
※別途、委任状も必要です

添付書類 町名地番変更通知書または町名地番変更証明書
管轄する法務局名を記載してください

令和〇年〇〇月〇〇日 申請 横浜地方法務局 戸塚 出張所
申請日を記入してください

登録免許税 登録免許税法第五条第五号により非課税

不動産の表示 ※換地処分後の所在、地番等を正確に記入してください

【土地の表示】

所 在	地 番	地 目	地積 m ²	
横浜市泉区ゆめが丘	***番地	宅地	125	00

【建物の表示】

所 在	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²	
横浜市泉区ゆめが丘	***番	居宅	木造瓦葺	1階 112	00
***番地			2階建	2階 70	00

◇会社・法人の所在変更登記手続き

地区内に会社・法人の所在地がある場合は、所在地の住所変更登記をしていただく必要があります。該当する方は次ページの記入例を参考にして、「変更登記申請書」を作成し、**換地処分の公告の翌日から2週間以内**に手続きを行ってください。

「変更登記申請書」に添付する証明書を泉区戸籍課が発行します。(17 ページ参照)令和6年9月2日(予定)以降に「町名地番変更証明申請書」に必要事項をご記入の上申請してください。

地区内の会社・法人の変更登記は、横浜地方法務局(本局)で手続きをしてください。証明書を添付した場合は、登録免許税がかかりません。

《問合せ先》横浜地方法務局法人登記部門 相談専用ダイヤル ☎045-641-7956

(1)本店の所在地に変更があった場合(本店での登記)

手続き先	横浜地方法務局(本局)	
手続き開始	換地処分の公告の翌日から2週間以内	
受付時間	月～金曜(祝日・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※横浜地方法務局(本局)における登記手続案内に関するご相談は完全予約制です。電話での事前予約をお願いします。予約された日時に専門相談員からご連絡し、お電話にて対応いたします。	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合:代表取締役 代表取締役を置いていない場合:法務局に印鑑登録している取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	①証明書(「町名地番変更証明書」を添付して下さい) ②会社・法人変更登記申請書	

※令和4年9月1日の法改正により、支店を管轄する法務局での登記変更は必要なくなりました。

(2)支店の所在地に変更があった場合(本店での登記)

手続き先	本店の住所地を管轄する法務局	
手続き開始	換地処分の公告の翌日から2週間以内	
受付時間	月～金曜(祝日・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合:代表取締役 代表取締役を置いていない場合:法務局に印鑑登録している取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	①証明書(「町名地番変更証明申請書」を添付して下さい) ②会社・法人変更登記申請書	

※令和4年9月1日の法改正により、支店を管轄する法務局での登記変更は必要なくなりました。

【会社・法人変更登記申請書の記入例】
会社の所在地変更(株式会社の本店所在地変更の場合)

- 赤字部分をご記入ください。
- 申請書様式については条件により異なる場合がありますので法務局で確認してください。

株式会社本店移転登記申請書

1. 会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○ わかる場合に記入してください
1. フリガナ
商号(名称) 商号のフリガナは会社の種類を表す部分を除いて左に詰めて記載してください
株式会社 イズミチクカクセイリシヨウジ 株式会社 泉土地区画整理事業 法人登記簿の記載とおりに正確に記入してください
1. 本店(主たる事務所) 横浜市泉区下飯田町***番地
1. 登記の事由 本店移転
1. 登記すべき事項 換地処分公告の翌日の日付を記入してください
令和6年9月2日 土地区画整理法の換地処分による町名地番変更
- 本店(主たる事務所) 横浜市泉区ゆめが丘***番地 町名地番変更証明書の変更後の住所を
支店(従たる事務所) 記載してください
1. 登録免許税 登録免許税法第五条第五号により非課税
1. 添付書類 証明書

上記のとおり登記を申請します。

令和6年○○月○○日 申請

申請日を記入してください

申請人

- 本店(主たる事務所) 横浜市泉区ゆめが丘***番地 新住所を記入してください
- 商号(名称) 株式会社 泉土地区画整理事業
- 住所 ○○県○○市○○区○○町**番地
- 資格・氏名 代表取締役 泉 ゆめ 登記所に提出した印鑑を押してください

横浜地方法務局 御中

◇会社・法人の役員の住所変更登記手続き

地区内に会社・法人の役員の住所がある場合、役員の住所変更登記をしていただく必要があります。該当する方は、次ページの記入例を参考にして「会社・法人変更登記申請書」を作成し、**換地処分の公告の翌日から2週間以内**に手続きを行ってください。

地区内の会社・法人の役員の住所変更登記は、本店の所在地を管轄する法務局で手続きをしてください。町名地番変更通知書(または町名地番変更証明書)を添付した場合は、登録免許税がかかりません。

※住所変更の登記が必要な役員は、株式会社、有限会社、その他の会社及び各種法人で住所が登記された役員全員です。

例)株式会社……………代表取締役

特例有限会社……………取締役(全員)

監査役(置いている場合)

本店での登記	
手続き先	本店の住所地を管轄する法務局
手続き開始	換地処分の公告の翌日から2週間以内
受付時間	月～金曜(祝日・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合:代表取締役 代表取締役を置いていない場合:法務局に印鑑登録している 取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人 法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 町名地番変更通知書(または町名地番変更証明書)

【会社変更登記申請書の記入例】

役員の住所変更(株式会社の代表取締役の住所変更)

●赤字部分をご記入ください。

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○ わかる場合に記入してください
1. フリガナ
商号(名称) 商号のフリガナは会社の種類を表す部分を除いて左に詰めて記載してください
株式会社 泉土地区画整理商事 イズミトチクカクセイリシヨウジ
1. 本店(主たる事務所) ○○県○○市○○区○○町**番地 法人登記簿の記載とおりに正確に記入してください
1. 登記の事由 代表取締役の住所変更
1. 登記すべき事項 換地処分公告の翌日の日付を記入してください
令和6年9月2日 土地区画整理法の換地処分による町名地番変更
代表取締役 泉 ゆめ 住所変更
住所 横浜市泉区ゆめが丘***番地 新住所を記載してください
1. 登録免許税 登録免許税法第五条第五号により非課税
1. 添付書類 町名地番変更通知書または住所変更証明書

上記のとおり登記を申請します。

令和6年○○月○○日 申請

申請日を記入してください

申請人

- 本店(主たる事務所) ○○県○○市○○区○○町**番地
- 商号(名称) 株式会社 泉土地区画整理商事
- 住所 横浜市泉区ゆめが丘***番地 新住所を記入してください
- 資格・氏名 代表取締役 泉 ゆめ ㊞ 登記所に提出した印鑑を押してください

横浜地方法務局 御中

各種証明書の申請について

◇町名地番変更証明書の申請について

以下の場合について、令和6年9月2日以降（予定）に泉区役所戸籍課（泉区役所2階202番）もしくは横浜市郵送請求事務センターへご請求ください。

- ・町名地番変更通知書（2ページ）が不足する場合
- ・16歳未満の方が証明書を必要とする場合
- ・地区内に登記されている法人・会社様が証明書を必要とする場合（申請には別途登記事項証明書が必要です。）

【郵送での申請について】

個人の方

【宛先】横浜市郵送請求事務センター

〒231-8307 横浜市中区桜木町1丁目1番地56

【送付書類】

- ①町名地番変更証明申請書
- ②返送用封筒（切手、返送先の記入が必要です。）

会社・法人

【宛先】泉区役所戸籍課登録担当

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号

【送付書類】

- ①町名地番変更証明申請書
- ②登記事項証明書
※換地処分以前から換地処分公告の日の翌日にかけて地区内に法人の所在が確認できること
- ③返送用封筒（切手、返送先の記入が必要です。）

【町名地番変更証明申請書の記入例】

●赤字部分をご記入ください。

	課長	係長	係員
町名地番変更証明申請書			
横浜市 <u>泉</u> 区長	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
住所	<u>横浜市泉区ゆめが丘***番地</u>		
申請者			
氏名	<u>泉 ゆめ</u>		
<p>地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づき、次のとおり住所の表示が変更されたことを証明願います。</p>			
氏名又は名称			
住所の表示	変更前	横浜市 <u>泉</u> 区 <u>下飯田町***</u> 番地	
	変更後	横浜市 <u>泉</u> 区 <u>ゆめが丘***</u> 番地	
			必要枚数 <u>〇</u> 枚
<h2 style="margin: 0;">町名地番変更証明書</h2>			
年 月 日			
横浜市 区長 印			
<p>地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づき、次のとおり住所の表示が変更されたことを証明します。</p>			
氏名又は名称			
住所の表示	変更前	横浜市 区 番地	
	変更後	横浜市 区 番地	
変更期日	年 月 日		

◇土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)の申請について

本籍更正通知書(3 ページ)が不足する場合は、令和6年9月2日以降(予定)に泉区役所戸籍課(泉区役所 2 階 202 番)もしくは横浜市郵送請求事務センターへご請求ください。

郵送での申請について

【宛先】横浜市郵送請求事務センター

〒231-8307 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 56

【送付書類】

- ①土地の名称等の変更証明申請書
- ②返送用封筒(切手、返送先の記入が必要です)

【土地の名称等の変更証明申請書の記入例】

●赤字部分をご記入ください。

	課長	係長	係員
土地の名称等の変更証明申請書			
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
横浜市 泉 区 長		住所 横浜市泉区ゆめが丘***番地	
申請者		氏名 泉 ゆめ	
土地区画整理事業により、土地の名称(及び地番)が、次のとおり変更されたことを証明願います。			
住 所			
氏 名			
本籍	変更前	横浜市 泉 区 下飯田町*** 番地	
	変更後	横浜市 泉 区 ゆめが丘*** 番地	
必要枚数			○ 枚

土地の名称等の変更証明書			
		年 月 日	
		横浜市 区 長 印	
土地区画整理事業により、土地の名称(及び地番)が、次のとおり変更されたことを証明します。			
住 所			
氏 名			
本籍	変更前	横浜市 区 番地	
	変更後	横浜市 区 番地	
変 更 日	年 月 日		

◇土地の名称等変更証明書の申請について

町名及び地番が変わったことを証明する書類が必要な場合は、令和6年9月2日以降（予定）に泉区総務課（3階305番）にご請求ください。

【土地の名称等変更証明申請書の記入例】

●赤字部分をご記入ください。

申 請 書

令和〇〇年 〇 月 〇 日

横浜市 泉 区長

申請者住所 横浜市泉区ゆめが丘**番地

申請者氏名 泉 ゆめ

次のとおり、土地の表示が変更されたことを証明願います。

1	変更前	泉区下飯田町***番**		
2	変更年月日	令和6年 〇 月 〇 日	変更理由	土地区画整理事業
	変更後	横浜市 泉区ゆめが丘**番*		

使用目的 〇〇の手続きに使用するため

必要枚数 〇 通

※ この申請により取得した個人情報については、本来の目的以外に利用せず、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理します。

関係機関のご案内 各種手続きに関すること

泉区役所	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号 (代表)TEL 045-800-2323 (戸籍課)登録担当 TEL 045-800-2345 戸籍担当 TEL 045-800-2341 (保険年金課)国民年金係 TEL 045-800-2421 保険係 TEL 045-800-2425 (総務課)庶務係 TEL 045-800-2312
泉警察署	〒245-0016 横浜市泉区和泉町5867番地26 TEL 045-805-0110
泉消防署	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号(泉区総合庁舎内) TEL 045-801-0119
横浜泉郵便局	〒245-8799 横浜市泉区和泉中央北一丁目41番1号 TEL 0570-943-994(代表)
横浜西年金事務所	〒244-8580 横浜市戸塚区川上町87番地1 ウエルストン1ビル2階 TEL 045-820-6655
運転免許センター	〒241-0815 横浜市旭区中尾1丁目1番1号 TEL 045-365-3111
関東運輸局 神奈川運輸支局	〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3540番地 TEL 050-5540-2035
軽自動車検査協会 神奈川事務所	〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町字宮田770番地1 TEL 050-3816-3118
横浜地方法務局 本局	〒231-8411 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎 TEL 045-641-7461
横浜地方法務局 戸塚出張所	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2833番地 TEL 045-871-3912